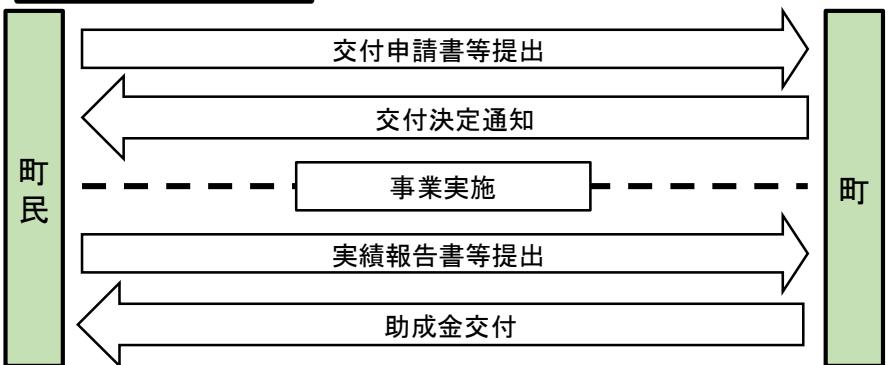


【令和8年度補助事業 商工観光担当】  
**快適な住まいづくり応援事業助成金**  
(継続)

事業目的・概要

- 1 目的  
町民が住宅改修工事を町内事業者へ施工させる場合に要する経費に助成を行うことにより、町民の居住環境の向上並びに町内経済の活性化を図ることを目的とする。
- 2 概要  
住宅改修工事に係る経費の一部をくずまき商品券で助成します。  
※対象外の工事もありますのでご注意ください。

交付の流れ



交付対象者・交付額・申請等

- 1 助成対象者  
町内に住所を有し、助成対象住宅に居住している当該住宅の所有者または同居している方。
- 2 助成対象住宅  
自己の居住用の住宅で、建築後5年を経過していること。
- 3 助成対象工事  
30万円以上の工事で、町内事業者による施工であること。  
対象工事の詳細は、交付要綱をご覧ください。
- 4 助成対象経費及び助成金額  
助成対象工事に要する経費の1/3で50万円を上限に、くずまき商品券で交付します。
- 5 助成金の申請  
事業の開始15日前までに、助成金交付申請書、見積書、図面、現況(工事前の)写真を提出してください。
- 6 申請先  
葛巻町役場いらっしやい葛巻推進課  
商工観光担当  
TEL:0195-65-8983  
FAX:0195-65-8995



# くずまき型持続可能な産業づくり支援事業費補助金

(継続)

## 事業目的・概要

### 1 目的

町内の商工業における経営品質の向上や生産技術の継承、後継者育成の事業など、持続可能な産業構造及び経営体の構築を目指す取り組みを支援し、産業振興による地域経済の活性化及び雇用の創出、町民所得の向上を図ることを目的とする。

### 2 概要

町内事業者等が、「ものづくり人材育成事業」、「経営品質向上事業」、「後継者育成事業」、「起業家支援事業」、「電子化推進事業」、「新分野開拓・連携支援事業」、「オフィス開設支援事業」を実施する際の経費の一部を助成します。

## 交付対象者・交付額・申請等

### 1 補助対象者

- (1) 町内に主たる事務所または営業所を有する商工業者
- (2) 町内に主たる事務所または事務局を有する商工団体
- (3) 町内に住所を有し、起業することを目的とした個人

### 2 事業メニュー及び補助金額

事業名	補助率	上限額	対象年数
ものづくり人材育成事業	1/2	50万円	3ヶ年度
経営品質向上事業	1/2	50万円	3ヶ年度
後継者育成事業	2/3	50万円	3ヶ年度
起業家支援事業	2/3	200万円	3ヶ年度
電子化推進事業	1/2	50万円	1ヶ年度
新分野開拓・連携支援事業	1/2	100万円	3ヶ年度
オフィス開設支援事業	1/3	100万円	3ヶ年度

※補助対象経費等の詳細につきましては、要綱をご覧ください。

### 3 補助金の申請

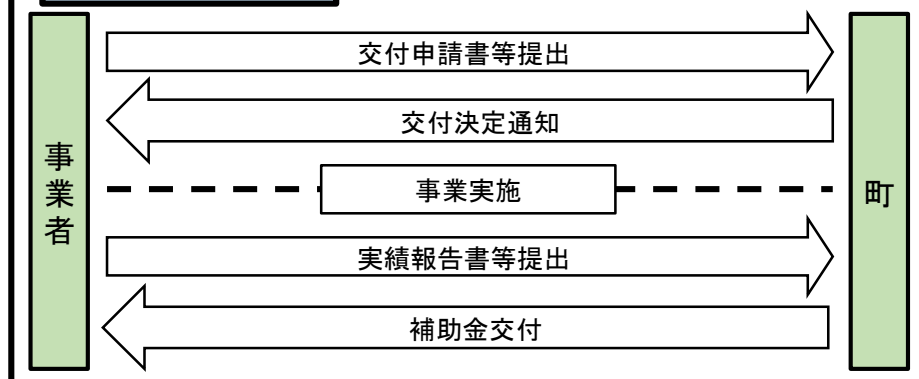
事業の開始30日前までに、補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、その他必要書類を提出してください。

### 4 申請先

葛巻町役場いらっしやい葛巻推進課  
商工観光担当  
TEL:0195-65-8983  
FAX:0195-65-8995



## 交付の流れ

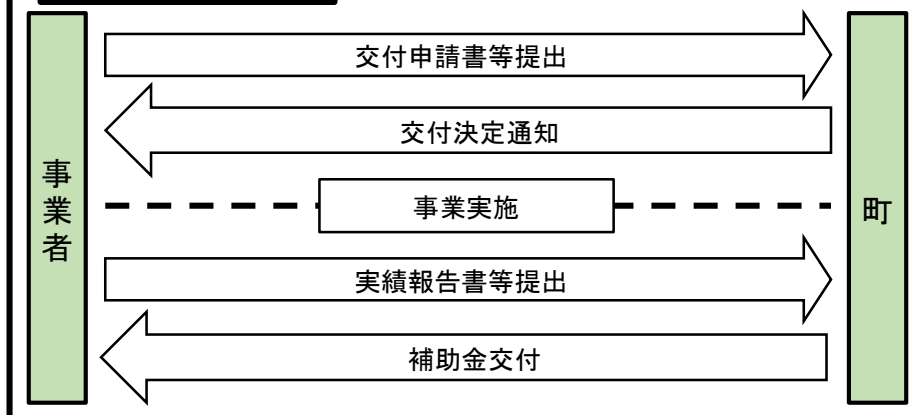


【令和8年度補助事業 商工観光担当】  
**商店等設備導入支援事業費補助金**  
(継続)

事業目的・概要

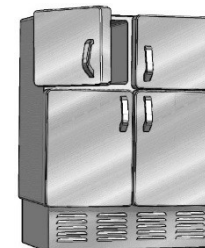
- 1 目的  
町民の日常生活に必要な地域の商店や飲食店等の持続的な経営の支援を行い、町民の安心・安全及び町内経済の活性化を図ることを目的とする。
- 2 概要  
町内の商店等が、機器設備の導入・更新や店舗の改修工事を行う場合の経費の一部を助成します。

交付の流れ



交付対象者・交付額・申請等

- 1 補助対象者  
町内において、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を10年以上営む個人事業主または資本金1,000万円以下の法人。
- 2 補助対象経費
  - (1) 機器設備導入(更新)  
取得価格の合計額が10万円以上の販売、営業に直接使用する機器・設備の導入(更新)に要する経費。
  - (2) 店舗改修  
町内事業者が施工する30万円以上の店舗改修工事に要する経費。
- 3 補助金額  
補助対象経費の2/3で50万円を上限とします。
- 4 補助金の申請  
事業の開始15日前までに、補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、見積書、カタログ、図面、現況写真等を提出してください。
- 5 申請先  
葛巻町役場いらっしやい葛巻推進課  
商工観光担当  
TEL:0195-65-8983  
FAX:0195-65-8995



【令和8年度補助事業 商工観光担当】

# 中小企業振興資金融資・利子、保証料補給制度

(継続)

## 事業目的・概要

### 1 目的

町が指定する金融機関に融資枠を設定し、町内の区域内の中小企業者に対して事業資金の融資を岩手県信用保証協会の信用保証を付して行うことにより、中小企業の振興に資することを目的とする。

### 2 概要

町内の中小企業者が、町内の金融機関に町が設定する融資枠から融資を受けた際の利子一部と信用保証料の全額を助成します。

## 対象者・融資額・補給率等

### 1 対象者

中小企業基本法に定める法人及び個人で、町内において原則1年以上同一事業を営んでいる者。

### 2 融資区分及び融資期間

- (1) 運転資金 1,000万円以内（5年）
- (2) 設備資金 1,000万円以内（7年）
- (3) 併用 1,000万円以内（7年）

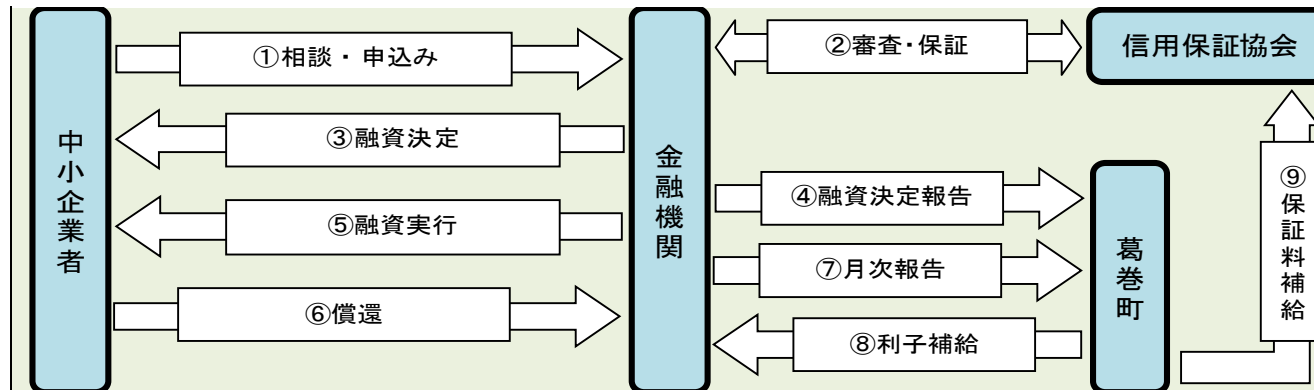
### 3 利子補給率 年1.5%

### 4 信用保証料 全額

### 5 お問い合わせ

- (1) 葛巻町役場いらっしやい葛巻推進課  
商工観光担当 0195-65-8983
- (2) 取扱金融機関 ① 岩手銀行葛巻支店  
② 盛岡信用金庫葛巻支店

## 融資の流れ



【令和8年度補助事業 商工観光担当】

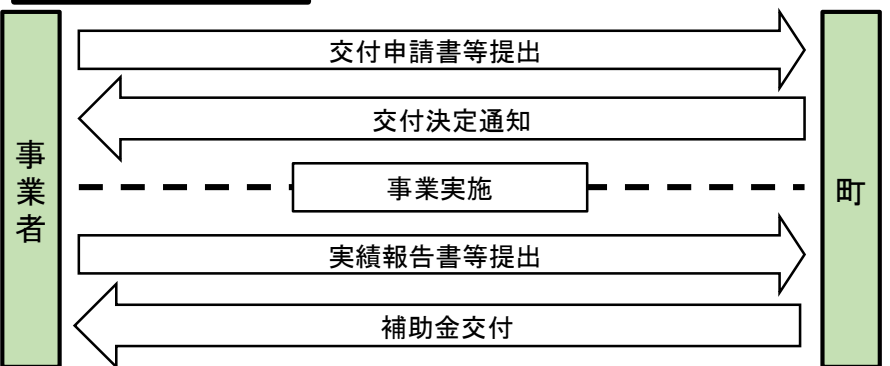
# 継業支援事業費補助金

(継続)

## 事業目的・概要

- 1 目的  
町内の商工業者の事業の継続及び発展による町内商工業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的とする。
- 2 概要  
交付対象事業者が継業に取り組む際の経費の一部を助成します。

## 交付の流れ



## 補助対象者・補助額・申請等

- 1 交付対象事業者  
葛巻町内に店舗又は事業所を有する中小企業者若しくは小規模企業者であって、かつ代表者が町内に居住しており、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、保険業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業
- 2 補助対象経費及び交付金額
  - (1) 補助対象経費
    - ① 専門家への依頼に要する経費
    - ② 後継者の募集や紹介、交渉に要する経費
    - ③ 事業所登記に要する経費
  - (2) 補助金額  
上記補助対象経費の2/3で、20万円を上限とする。
- 3 補助金の申請  
事業の開始30日前までに、交付申請書、事業計画書、収支予算書、経費等が確認できる書類を提出してください。
- 4 申請先  
葛巻町役場いらっしやい葛巻推進課  
商工観光担当  
TEL: 0195-65-8983  
FAX: 0195-65-8995



【令和8年度補助事業 商工観光担当】

# 葛巻町空き店舗バンク

(継続)

## 事業目的・概要

### 1 目的

町内における空き店舗等を商業的に有効活用することにより、商工業の振興並びに起業家等の育成を推進し、賑わい創出による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### 2 概要

空き店舗の所有者等が該当物件を「空き店舗バンク」への登録いただき、町ホームページ等で利用希望者を募集し、所有者等とマッチングを図るもの。

## 申請手続き等

### 1 ご相談

登録したい物件等がある場合は、まず役場いらっしやい葛巻推進課へご相談ください。

### 2 物件確認

担当職員等が当該物件を訪問し、所有者等立ち会いのもと登録可能な物件か確認し、公表用の写真撮影等を行います。老朽化が著しい場合などは登録できないことがありますので、予めご了承ください。

### 3 登録申請

登録可能な物件であることが確認できたときは、役場に申請書を提出いただきます。登録が完了した後に、その旨を文書でお知らせします。

### 4 登録物件の公開

登録した物件の情報や写真を役場のホームページ等で公開し、利用希望者を募集します。

### 5 交渉・契約

利用希望者があったときは、役場から所有者へご連絡いたします。

ただし、家賃の交渉や契約などについては、所有者と利用希望者とで直接交渉いただきます。

### 6 申請先・お問い合わせ

葛巻町役場いらっしやい葛巻推進課

商工観光担当

TEL:0195-65-8983

FAX:0195-65-8995

## 申請の流れ

